

青葉区医師会 療養通所介護事業所
療養通所介護（地域密着型通所介護） 運営規程

（事業の目的）

第1条 一般社団法人 横浜市青葉区医師会が開設する地域密着型療養通所介護（以下、「事業所」という。）が行う療養通所介護事業（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し、事業所の看護職員又は介護職員（以下「従業者」という。）が、当該事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等の適切な療養通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、その状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努める。また、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 青葉区医師会 療養通所介護事業所
- ② 所在地 横浜市青葉区荏田北 3-8-6

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者（看護師） 1名（常勤）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

- ② 看護職員 1名以上（常勤1名）

看護職員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練等の業務に当たる。

③ 介護職員他 1名以上（非常勤1名）

介護職員は、療養通所介護の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

② 営業時間 : 9:00～18:00

③ サービス提供時間 : 9:00～17:00

（療養通所介護の利用定員）

第6条 療養通所介護の利用定員は次のとおりとする。

5名

（療養通所介護の内容）

第7条 療養通所介護の内容は、次の通りとする。

- 1 日常生活上の世話
- 2 入浴
- 3 食事介助
- 4 機能訓練
- 5 主治医の医師からの指示による処置
- 6 健康チェック
- 7 送迎
- 8 相談

（療養通所介護の利用料その他の費用の額）

第8条 療養通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該療養通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う療養通所介護は行いません。

3 利用者の希望によるその他の費用。

一 おむつ代 : 120円、パット代 : 30円

二 教養娯楽費 : 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、横浜市青葉区全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者が療養通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次の通りとする。

- 1 サービスの利用に当たっては、利用者の体調の変化に応じた適切なサービスの提供を出来るように利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図りサービス提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図る。
- 2 給食サービスを利用する際の留意事項
 - (1) 経管栄養・IVHの利用者は必要な栄養剤ないしは薬液を持参していただくものとする。
 - (2) 特別食の場合も普段摂取しているものを持参する事が望ましいが、配食サービス当利用の場合は実費分徴収するものとする。
- 3 機能訓練サービスを利用する際の留意事項
 - (1) 療養通所介護計画に基づき主治の医師及び当該利用者の担当訪問看護事業者との密接な連携を図りサービス提供の方法手順を決めていく。実施内容・目標の達成状況の記録を行う。
- 4 送迎サービスを利用する際の留意事項
 - (1) 療養通所介護の送迎は、通所前後の利用者の状態を確認するとともに当事業所の福祉車両にて送迎するものとする。
 - (2) 事業所の福祉車両では搬送不可能の場合は移動や、送迎は別途事業者へ依頼していただくものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合等に備え、主治医とともに、その場合の対応策について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておくものとする。また、利用者の主治医と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

- 2 事業所は、緊急時の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮する。
- 3 事業所の職員は、利用者に対するサービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ定めた緊急時の対応策に基づき、速やかに主治医又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する療養通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

- 2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害

賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年 2 回以上定期的に行う。

(虐待の防止)

第 14 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての重要事項)

第 15 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 2 回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、療養通所介護の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は一般社団法人 横浜市青葉区医師会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は 平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- この規程は 平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- この規程は 平成 23 年 7 月 1 日から適用する。
- この規程は 平成 24 年 5 月 1 日から適用する。
- この規程は 平成 24 年 8 月 1 日から適用する。
- この規程は 平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- この規程は 平成 26 年 12 月 1 日から適用する。
- この規程は 平成 27 年 9 月 1 日から適用する。
- この規程は 平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は 平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は 平成 30 年 12 月 10 日から適用する。
この規程は 令和 2 年 3 月 4 日から適用する。
この規程は 令和 2 年 12 月 1 日から適用する。
この規程は 令和 3 年 10 月 1 日から適用する。
この規程は 令和 4 年 8 月 1 日から適用する。
この規程は 令和 5 年 2 月 1 日から適用する。
この規程は 令和 6 年 1 月 1 日から適用する。
この規程は 令和 7 年 3 月 1 日から適用する。